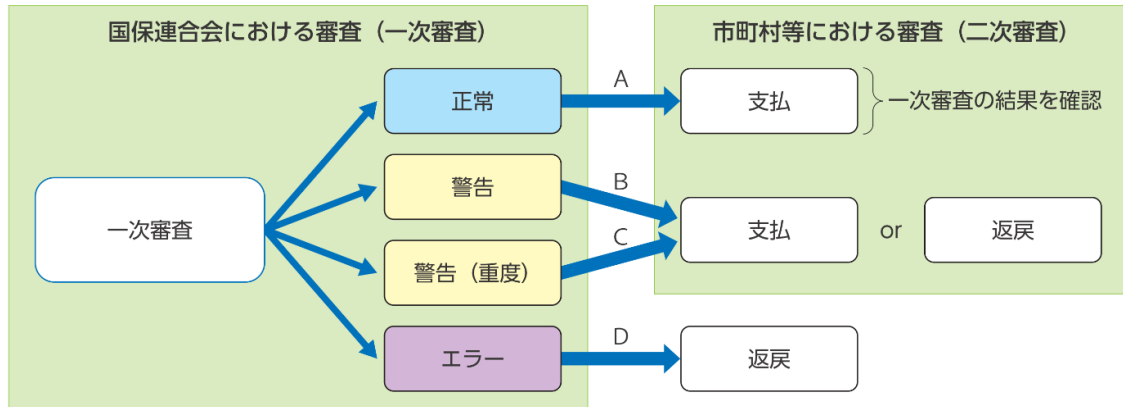


請求審査について

・平成30年度以降、市町村等から国保連へ、障害福祉サービス等にかかる給付費等の請求情報の「一次審査」業務を委託しています。

図：国保連合会と市町村等の審査の範囲



(国民健康保険中央会『請求事務ハンドブック』p4より)

(請求に関する用語)

- 正常・・・受付審査、資格審査及び支給量審査にて、問題ないと判定された請求情報
- 警告・・・機械的に判断がつかないもの
- 返戻（エラー）・・・各種台帳情報との不整合や報酬算定ルールに則していないもの

(国保連による一次審査内容)

- ①受付審査・・・請求情報内の整合性確認及び市町村台帳、事業所台帳等と突合
- ②資格審査・・・受給者台帳と突合
- ③支給量審査・・・サービス提供量が受給者の決定支給量を超えていないこと、利用者負担上限額が正しく管理されていることを確認。また、サービス提供実績記録票との突合によるチェックが実施されます。

①→②→③の順に審査が行われ、受付審査で返戻（エラー）が出た場合には資格審査及び支給量審査は行っていないため、体制等による不突合の解消をした場合に、次の資格審査で返戻（エラー）となる可能性もあります。（この取扱いについては、以前から変更ございません。）

1 警告→返戻（エラー）への段階的な移行

国保連合会で実施する一次審査において、警告の一部が段階的に返戻（エラー）へ移行されました。

段階	時期	移行対象
第一段階	平成30年11月審査分 （10月サービス提供分）	請求情報が報酬算定ルールに則していないもの等
第二段階	令和元年11月審査分 （10月サービス提供分）	事業所台帳や受給者台帳等と明らかに不整合があるもの等
第三段階	令和2年11月審査分 （10月サービス提供分）	請求明細書と実績記録票のサービス提供量の整合性チェックや補足給付にかかる数値の整合性チェック等

※第三段階の対象エラーコードについては別添資料1参照。

2 国保連の一次審査及び市町村の二次審査について

【国保連の一次審査】

- ※：警告、▲：警告（重度）、★：警告（エラー移行対象）、記号なし：エラー
- ・毎月10日で事業所の請求が締切りとなり、11日に一次審査（機械審査）を実施。
- ・エラーとなれば、10%以上と100万円以上はシステム上でエラーリストを送付。また、100%（全件）と100万円以上は国保連から事業所へ電話連絡を行う。

【市町村の二次審査】

- ・毎月概ね20～25日の午前中までに実施。
- ・国保連の一次審査結果を基に、※：警告、▲：警告（重度）、★：警告（エラー移行対象）について確認。（そのため、事業所においても「一次審査処理結果票」の確認をお願いします。）
- ・市では警告について確認し、請求誤り及び算定要件の確認ができないもの等に関しては、返戻する旨を事業所へ電話連絡しています。
- ・市が返戻としたものは、「SAO1…事業者の請求誤り」と表示されますので、「一次審査処理結果票」の警告内容を確認し、再請求を行ってください。その際は、過誤申立書は不要です。

【返戻と過誤の違い】

- ・返戻：請求が通っていないもの
- ・過誤：請求が通っている請求を取り下げるもの

3 警告内容について

【同一時間重複の警告 例】

他事業所で同一時間に提供している場合の警告

PQ04…▲支給量：他の居宅介護サービスと実績記録票のサービス提供時間が重複しています。

【利用者負担額の警告 例】

・PQ20…▲支給量：請求明細書の「決定利用者負担額」を合計した値が受給者台帳の「利用者負担上限月額」を超えています

上記の警告は、上限額管理事業所の登録がある場合は請求誤りの可能性があり、上限額管理事業所の登録がない場合は、利用者が高額障害福祉サービスの償還払いの対象となります。上限額管理事業所として登録する場合は、各区保健福祉センター高齢障害支援課へ相談の上、書類を提出してください。

・EG37…利用者負担上限月額が障害児支援受給者台帳の「利用者負担上限額情報・利用者負担上限月額」と一致していません

上記の警告は、請求明細書と受給者の支給決定情報のシステム登録内容と異なる上限月額を入力していることが原因です。

なお、無償化対象児について、請求明細書上の利用者上限月額を0円とした場合もこちらの警告が発生しますので、利用者上限月額欄につきましては、支給決定情報の上限月額をご記載ください。

【障害支援区分の警告 例】

PB35…※資格：受給者台帳の「障害支援区分」の登録内容に該当する請求ではありません

上記の警告は、区分3加算を算定しているが、実際には区分4以上加算が算定可能な場合等に出ます。

～事業所へのお願い～

- ・毎月20～25日頃に市から問合せを行いますので、留守番電話や転送機能などを活用して頂き、連絡が取れるようご協力をお願いします。
- ・返戻については、原則、電話連絡・説明の上で処理していますが、連絡が取れない場合でも、明らかな誤りや算定要件の確認ができないときは、返戻となる場合があります。

4 発生件数の多い返戻（エラー）について

- ・PP19…支給量：実績記録票に該当するサービスが請求明細書に存在していません

上記の返戻（エラー）は、実績記録票と請求明細書の内容が不一致であることが原因のため、請求の際には今一度、実績記録票と請求明細書の内容が一致しているかをご確認ください。

- ・EG03…資格：受給者台帳にサービス提供年月時点で有効な受給者の支給決定情報が登録されていません

上記の返戻（エラー）は、各区高齢障害支援課による受給者の支給決定情報のシステム登録が、請求期間前までに完了されなかった（又は登録内容に誤りがある）ことが原因の殆どです。

この場合、受給者の支給決定を行っている区の障害担当へ、支給決定情報の登録が完了しているか（登録内容に誤りがないか）をご確認ください。登録が完了していることを確認できた場合には、再請求を行ってください。

【参考】 障害者総合支援関係に関するお知らせ

国民健康保険中央会（国保中央会）HP

<https://www.kokuho.or.jp/supporter/disability/news.html>